

審判所、自己費消した金員は給与等と判断

元常務理事の不正資金流用で、 社会福祉法人に源泉徴収義務

社会福祉法人である請求人の従業員（元常務理事）が架空建設費として請求人名義の口座から引き出した金員が源泉徴収の対象となる給与等に該当するか否かなどが争われた裁決で国税不服審判所は平成29年3月17日、請求人が引き出した金員の一部を給与等と判断した（大裁（諸）平28第50号）。審判所は、引き出された金員のうち本件金員①については、従業員が引き出した直後に請求人が運営するX名義の口座に預けられており、請求人の管理下に置かれていることなどから従業員に対する給与等とは認められないと判断した。一方で審判所は、従業員が自宅に持ち帰って自己の用途に費消した本件金員②については給与等に該当すると判断。請求人は本件金員②に係る源泉徴収義務を負うとした。

領得する意図がなかった金員は給与等に該当せず、源泉課税を一部取消し

請求人（社会福祉法人）の常務理事（常勤）の地位にあったAは、社会福祉法人に関する規定により同族関係者の理事就任者数が2名までに制限されたため、理事を退任していた。しかし、退任後も従業員として勤務していたAは、「常務」の肩書を用いるほか、他の従業員等から「常務」という役職者として認識され、対外的にも請求人の役員であるかのように振舞っていた。

架空建設費の計上で口座から金員を引き出す

Aは、請求人が運営するX名義の口座から金員を着服していた。発覚を恐れたAは、請求人の理事であったBと共謀のうえ、請求人が新たに運営することになった新事業に関連するかのように装った架空の建設費を計上し、同架空建設費の支払に充てる名目で同額の本件金員を請求人名義の口座から出金した。Aは、その本件金員のうちの大部分の金員（以下「本件金員①」）をX名義の口座に

預け入れる一方で、残りの金員（以下「本件金員②」）は持ち帰ったうえで自己の用途に費消していた。原処分庁は、請求人の従業員であるAが請求人の事業に関連するかのようには装った架空建設費の支払に充てる名目で請求人のX名義の口座から金員を引き出した行為について、その金員は請求人からAに対し給与等が支払われたものと認定したうえで、請求人に対して源泉税納税告知処分を行った。これを不服とした請求人は、本件金員はAに対する給与等として支払われたものとはいえないと主張し、源泉税納税告知処分の取り消しを求めた（当事者の主張は表参照）。

国税不服審判所はまず、請求人におけるAの地位、権限及び新事業への関与の度合いや理事会が形骸化していた事実と照らすと、Aが理事であるBと共謀のうえ、新事業に関連するかのように装った架空建設費を計上し、その支払いに充てる名目で請求人の預金口座

【表】 原処分庁及び請求人の主張（本件金員がAに対する給与等と認められるか否か）

原処分庁	請求人
<ul style="list-style-type: none"> • Aは、架空建設費を計上することによって、請求人名義の預金口座から本件金員を詐取した。 • 給与所得の対象となる給与等は、労務の直接的な対価のみに限定されるものではなく、その勤労者たる地位に基づいて使用者から支給される金銭その他経済的利益も含まれる。また、それが請求人から不当に利得されたものであってもその利得が給与等と認められる以上は、請求人は源泉徴収義務を負う。Aの請求人における立場や権限に鑑みれば、本件金員は請求人の意思に基づき請求人の勤労者たる地位に対して支給された給与等と認められる。Aは出金によって本件金員を取得したうえこれを着服の隠ぺい工作に用いたのであるから出金及び本件金員の預入により経済的利益を得たことは明らかである。 • 以上によれば、本件金員はAに対し給与等として支払われたものと認められ、請求人は源泉徴収義務を負う。 	<ul style="list-style-type: none"> • 出金及び本件金員の預入は、Aが着服の発覚を防ぐ目的で請求人名義の口座間で資金の振替を行ったに過ぎない。したがって、Aは本件金員を取得していない。 • Aは、経営者としての力量は持ち合わせていないことから、請求人内における地位及び権限があったわけではない。したがって、本件金員の出金は請求人の意思に基づく行為とはいえない。 • 所得税法上の所得と評価できる「経済的利益」を得たといえるためには、少なくとも、Aが現実的な経済的利益を得たといえることなどが必要である。上記のとおり、Aは本件金員を取得していないから、現実的な経済的利益を得たとはいえない。 • 以上によれば、本件金員はAに対し給与等として支払われたものとはいえず、請求人は源泉徴収義務を負わない。

から本件金員を出金、その大部分を占める本件金員①を請求人が運営するX名義の口座を開設してその口座に入金し、その余の本件金員②を自己の用途に費消した行為は請求人の意思に基づく行為と認めるのが相当であると

した。
そして本件金員①については、Aが請求人名義の預金口座から引き出した直後に同支店の請求人が運営するX名義の口座に預け入れられており、その後、AがX名義の口座に手を付けることはなかったと認定。また、Aが本件金員を出金した目的は着服の発覚を免れることにあり、A自身において少なくとも本件金員①については自己のものとして領得する意図はなかったものとうかがわれると認定した。これらの事実を踏まえ審判所は、本件金員①はAが出金したものの、A個人の管理支配下に入ったことは一度もないといわざるを得ないことから、これをAに対し給与等と

して支払われたものとは認めることができないと判断。請求人は本件金員①については源泉徴収義務を負わないとした。一方で本件金員②について審判所は、Aがこれを持ち帰ったうえ自己の用途に費消したのであるから、Aの従業員たる地位に基づいて給与等として支払われたものと認めるのが相当であると判断。請求人は本件金員②については源泉徴収義務を負うとした。

なお、原処分庁は請求人に対し源泉税納税告知処分のほか、重加算税の賦課決定処分も行っていた。この点について審判所は、本件金員②の支払に当たり架空建設費の計上及びその支払に充てる名目での本件金員の出金という隠ぺい偽装行為を伴っていることからすれば、請求人は事実を隠ぺい偽装したところに基づき本件金員②に係る源泉税を納期限までに納付しなかったと認めるのが相当であると判断している。